

重要事項説明書

(訪問入浴介護事業)

株式会社サン・ルーム延岡営業所が行う指定訪問入浴介護事業は、適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、本事業の介護職員及び看護職員研修の修了者が、要支援状態にある高齢者等に対し適正な指定訪問入浴介護を提供することを目的とする。

訪問入浴介護従業者は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の心身の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ち、地域との結び付きを重視し、関係市町村及び保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図りサービスの提供に努めることを基本方針とする。

事業者名称	株式会社サン・ルーム
事業者所在地	宮崎県延岡市平田町 2347 番地
代表者名	代表取締役 佐藤 勝造

指定サービスの種類	指定訪問入浴介護事業
指定事業所番号	事業所番号 4570300204 号
事業所名称	株式会社サン・ルーム 延岡営業所
事業所所在地	宮崎県延岡市松山町 1 2 2 1 - 3 3
電話番号・FAX	TEL (0982)32-1237 FAX (0982)32-1376
苦情担当者	佐藤 敏幸
営業日	月曜日から金曜日まで
営業時間	8時30分から17時30分まで
利用料	介護報酬の告示上の額

通常実施地域	延岡市・門川町・日向市・高鍋町・諸塚村・西都市・木城町 ・美郷町・都農町・川南町		
交通費	通常実施地域以外で本事業所より片道 20 km以上の 場合 1,000 円を徴収する。		
地域加算	なし	割引率	なし

看護職員等の勤務体制	管理者	常勤で 1 名配置
	看護職員	3 名(常勤 2 名、非常勤 1 名)
	介護職員	6 名(常勤 6 名)
緊急時等の対処方法	指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他事故が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ本事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。	
事故発生時の対処方法	①利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者の係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。 ②利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。	

<p>感染症の予防及びまん延防止のための措置等</p>	<p>事業所における感染症対策として、予防及びまん延防止のための委員会の設置、指針の整備を行い、研修及び訓練を定期的実施する。又、感染症まん延時において、利用者に対してのサービスも提供を継続するため及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。</p>
<p>虐待防止等について</p>	<p>利用者の人権擁護、虐待防止又は再発を防止するための委員会・担当者の設置、指針の整備を行い、定期的な研修を実施する。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報する。</p>
<p>身体拘束等の適正化</p>	<p>身体拘束等の適正化を図るための委員会の設置、指針の整備を行い、定期的な研修を実施する。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わないとし、身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。</p>
<p>ハラスメント対策</p>	<p>職場や利用者又は利用者家族等からのハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及び従業者への周知啓発を行い、指針の整備、マニュアルの整備、研修を実施する。又、適切に対応するために必要な体制の整備、相談に対応する窓口・担当者を設置する。</p>
<p>非常災害対策</p>	<p>非常災害時に迅速かつ適切に対応するために、非常災害発生時の行動手順、関係機関への通報及び連絡体制を定めた計画を作成する。又、非常災害の発生時において、利用者に対してのサービスも提供を継続するため及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。</p>
<p>その他の重要事項</p>	<p>介護従事者及びその他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。</p>

契約書（料金について）

訪問入浴介護利用は、厚生省令で示された介護報酬の訪問入浴介護の単位に1単位当り金額【単位単価】を乗じた額から関係法令に基づき利用者負担金を算定する。

法定代理受領ができない場合（償還払い）は、一旦利用料(10割)を支払い、その保険者(市町村)に対して保険給付分を請求してください。

支払い方法は、現金又は毎月ご指定の金融機関の口座からの引き出しのいずれかの方法でお願いします。

	看護職員の有無	実施内容	単位数	サービスコード	
算定項目	看護職員1名及び 介護職員2名の場合	入浴	1,266	121111	
		清拭又は部分浴のとき	1,139	121112	
	介護職員3名の場合	入浴	1,203	121121	
		清拭又は部分浴のとき	1,083	121122	
	算定加算	初回加算		200	124113
		介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数 の9.4%	126105

※2割負担の利用者の方は上記の単位数から2割増しの金額になります。

・初回加算・・・ 事前訪問を行い、住居の確認・利用者の状況等・浴槽の設置場所等の確認を行う。

 *初回事前訪問時のみ 200 円

・介護職員処遇改善加算Ⅱ・・・介護職員の職場への定着とサービスの質の向上を図る等の

目的で創設された加算であり、ひと月の介護保険所定単位数に**9.4%**を乗じて算定する。

 *入浴介護1回につき119円程度

お 願 い

利用者の体調によりやむを得ず入浴を中止又は、清拭をすることもありますのでご了承ください。

なお、振替日をもうけさせていただきますので、キャンセル料は請求しませんのでご安心ください。

区分支給限度額や種類支給限度額を超えて支給するサービスは全額個人負担となり、保険給付時に過去の保険料の未納や滞納がある場合、保険給付が引き下げられたり、給付が償還払いになったり、給付の一時差止めがされたりします。

利用の都度、介護被保険者証を確認させていただきます。

従業者は医療行為や年金等の金銭の取り扱いはしかねますのでご了承ください。

従業者は居宅支援事業者が立てた「居宅介護サービス計画」に沿って提供するものであり、計画外の業務については介護保険外のサービスとなり全額負担となりますので、ご了承ください。

一部負担金、償還払いなど、支払を行った場合は領収証を発行いたしますので紛失しないよう保管してください。